

ロンドンオリンピックの感動を胸に「よし、自分も頑張ろう」と意気込んだのは2ヶ月程前のことなのに、早くもあの熱意が冷めかけている・・・。情熱をキープするのは難しいものです。自分を奮い立たせ続けるコツは、日々の生活の中で「小さな感動を積み重ねること」なのかもしれませんね。

今回は、当事務所で開催しました経理塾(男性)と奥様経理塾(女性)についてお知らせします。内容は、共に同じなのですが、同性同士のほうが話易いと思い別々に開催しました。  
日程・内容は次のとおりです。

参加人数・開催日時 (男性) 6名 9月18日・25日、10月2日  
(女性) 9名 9月20日・27日、10月4日

内容 第1講 1. まずは知ってほしい経理とは何か?  
2. お金はどんな時に動く?その理由は  
3. 売上・仕入・在庫・売掛金の関連性  
4. コスト削減の方法



第2講 1. 「利益」はどこからでてくるのか?  
2. 資金繰りに困らないこと  
3. 毎月の試算表で会社の業績を確認する

第3講 1. 会社経営の成果が決算になる  
2. 目標づくりを考える。目標が会社を変えていく  
3. 経理は経営のチェック機能  
4. 優良会社をつくるための経理業務の役割

全く経営・経理に携わっていない方も参加していましたが、熱心に・和気あいあいと勉強していただきました。

「経理」は、「経営」「管理」でありマネージメントであります。



経営者をバックアップするためにも、「経理」について、考えて見てはいかがでしょうか。

五十嵐

次回の開催は、10月29日(月)11月5日(月)、12(月)の3回を予定しておりますが、ご興味のある方は、事務所担当職員にお尋ね下さい。

# 平成25年1月より、所得税が変更になりますっ！！！ 変更点は下記の5つ…一番の変更は、増税です！！！

## ① 復興特別所得税のスタート！

お給料から源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収する事になります。  
**(復興特別所得税 = 課税所得 × (本来の所得税率 × 2.1%))**

納付する時は、今までの所得税徴収高計算書(納付書)と一緒に納付します。

※平成24年の年末調整の資料に、新しい税額表が同封される予定です。

## ② 納期の特例の納期限が変更に！

所得税の納期の特例の承認を受けている(年2回、7月・1月の納税)場合、平成25年より  
1月10日納期限分に関して、1月20日まで延長となりました。**7月10日納期限分は**  
今まで通りですので、お間違いのなきよう。

## ③ 給与等の収入額が1,500万円を超える場合の、給与所得控除額が変更に！

給与等の収入額が、1,500万円を超える場合、給与所得控除額が245万円の定額に  
なります。つまり… 収入額が1,500万円よりも多い方は、納税額が増えるという  
事です。

## ④ 特定役員退職手当等の退職所得の計算方法が変更に！

役員等勤続年数が5年以下の人人が退職手当等を受け取る場合、退職所得の求め方が  
変わります。つまり… 金額によっては、納税額が増えるという事です。

## ⑤ 申告書等の保存期間が変更に！

源泉徴収義務者が給与所得者から提出を受けた申告書については、提出期限の属する  
年の翌年1月10日の翌日から**7年間保存する**事が規定されました。  
この申告書は、税務署長より提出を求められた場合は提出する必要があります。

☆ご不明な点、お問い合わせは当社へ☆

(有)五十嵐会計事務所  
0238-22-2776

# 社労士がズバッ！職場のQ&A

## 【社会保険の加入条件などについて教えてください】

**Q** 個人で飲食店を経営しており、総勢7名の従業員がいます。先頃スタッフの1人が結婚し、子どもが生まれました。私自身も結婚して世帯主となり、これを機に社会保険への加入を検討しています。加入条件や加入方法について教えてください。



**A** 社会保険の加入には強制適用と任意適用の2種類があります。法人の場合は代表者であっても「法人に使用される者」として扱われるため、社長1人の会社でも強制適用となります（労働保険では経営者は原則対象外）。個人経営の場合は原則5人以上の従業者がいれば強制適用です。これに対し任意適用とは、個人経営で5人未満の事業所、および個人経営で常時5人以上の従業員がいる農業、飲食旅館等のサービス業、税理士等法務の事業など特定の業種の事業所が該当します。ご質問の飲食業は任意適用に該当します。社会保険に加入するには、事業所の従業者のうち、加入対象者の半数以上の同意を得て厚生労働大臣に申請します。認可を受ければ、加入を希望しない人も含めて加入対象者はすべて加入することになります。なお、個人経営の場合、事業主は「使用する者」として扱われ加入できません。従って事業主は国民年金・国民健康保険に加入することになります。

## 知らないでは済まされない 仁義なきビジネスメール道

### 今月のメール道：【「あいまい」「あやふや」な表現は避けましょう！】

「アレをアレしておいて」「アレもコレもソウだから」といった指示の出し方をしてしまったことはありませんか？具体的な名称や固有名詞がとっさに出てこず、「アレ」「ソレ」「コレ」で済ませてしまうのですが、これでは相手には何を指し、どうすればいいのかがさっぱり分かりませんね。ビジネスメールでも似たような例があります。期日を「来週の初めに」とか、「昼夜イチでお願い」としてしまうケースです。

メールを送る側が想定する「来週の初め」や「昼夜イチ」を、受け取る側も同じように捉えているとは限りません。自分は「来週の初め=月曜」のつもりでも、相手は「来週の初め=火曜くらいまで」と捉えていたら、その時点での一日のずれが生じ、後で「こんなはずでは・・・」と行き違いを悔やむことに。このようなトラブルを未然に防ぐためにも、「あいまい」「あやふや」な表現は避け具体的に伝えることが必要です。

対策としては「来週の初めに」ではなく、「来週の月曜日中に」とか、「9月25日火曜日の午前9時までに」と日時を明記しま

す。日時以外にも量や数を伝えるときは「いつもよりたくさんのお問い合わせがありました」より「通常の2倍の240件のお問い合わせがありました」のほうが具体的です。「たくさん」では「多い」ことは伝わっても、どのくらいの問い合わせ件数があったのかは分かりません。「240件」だけでなく「通常の2倍」と、どの程度増えたのかまで添えると、比較も容易にできていかに多かったかが分かりやすく伝わります。このように数値で表すことを意識すると具体的で説得力が増します。結びの言葉も「また今度お会いしましょう」より、「次回の例会で、ぜひお会いしましょう」と書くほうが本気度が伝わります。「だいたいでいいや」とアバウトに捉えず、実現可能な返答を心がけると確実に相手に内容が伝わり、「できる人」と評価もアップします。

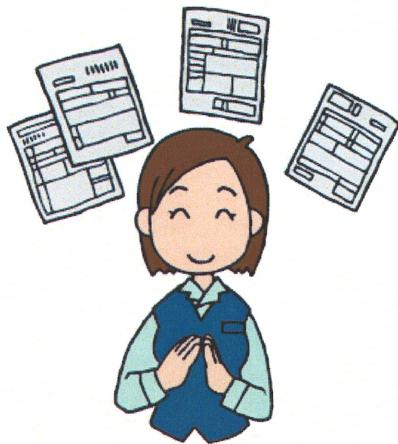


# 知っとこ！「税務のマメ知識」

## 【「相殺」をした場合の領収書に印紙は必要？】

「取引業者との間に、売掛金が20万円と買掛金が18万円ありました。そこで代金を相殺して、差額の2万円を現金で受け取りました。

領収書には20万円と記載し、但し書きのところで“18万円については売掛金と買掛金を相殺”と書きました。このような領収書についての印紙は、どのように取り扱つたらいいのでしょうか？」というご質問を、ある経営者からいただきました。



金銭または有価証券の「受取書」や「領収書」には印紙税が課税されます。しかし、相殺による売掛債権の消滅を証明するものにおいては、印紙税は課税されません。また、相殺される金額を含めて記載しているものについては、「相殺される金額」を明確にすれば、相殺分は記載金額には含まれません。

そのため今回のご質問では、「相殺される金額」、つまり相殺した18万円は記載金額には含まれません。よって、領収書には20万円と記載されていますが、そのうちの現金で受け取った2万円が印紙税の対象となります。なお今回の場合の印紙税は、記載金額が3万円未満については非課税ですから印紙は不要となります。

ただし、たとえ相殺の事実を証明するために作成された領収書であっても、その事実が文書上明らかにされていないときには、印紙税が課税されますので注意が必要です。

### 一倉定の経営心得

事業活動の本質

1-5 社長の定位置

社長の定位置は社長室ではない。お客様のところである。

日本経営合理化協会出版局「一倉定の経営心得」より

(有)五十嵐会計事務所

〒992-0012 山形県米沢市金池3-2-40

電話：0238-22-2776

FAX：0238-22-2779

HP：<http://e-iao.co.jp/>